

## 瀬戸内海環境保全基本計画の 進捗状況について

平成18年3月29日  
環境省 水・大気環境局  
水環境課閉鎖性海域対策室

### 瀬戸内海環境保全基本計画の位置付け

#### 瀬戸内海環境保全特別措置法3条に基づく法定計画

##### 瀬戸内海環境保全特別措置法（抄）（昭和四十八年十月二日法律第百十号）

**第三条** 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下この章において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するものであり、瀬戸内海の環境保全に関連する諸計画に反映させるとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきもの。

## 基本計画の経緯

昭和48年10月

- 瀬戸内海環境保全臨時措置法制定(3年間の時限立法。後に2年に延長)

基本計画の策定、COD1/2カット、特定施設の許可制、埋立についての特別な配慮 等

昭和53年4月

- **瀬戸内海環境保全基本計画 閣議決定**

昭和53年6月

- 瀬戸内海環境保全特別措置法 改正

府県計画の策定、CODの総量規制、リンの削減対策、自然海浜保全地区等

平成6年7月

- **瀬戸内海環境保全基本計画の一部変更 閣議決定**

窒素削減対策導入に伴う一部変更

平成12年12月

- **瀬戸内海環境保全基本計画の全面変更 閣議決定**

海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮、失われた自然の回復 等

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

## 基本計画の概要

第3 目標達成のための基本的な施策

1 水質汚濁の防止

窒素・燐の総量規制

有害化学物質等の規制及び把握

等

2 自然景観の保全

3 浅海域の保全等

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

5 埋立に当たっての環境保全に対する配慮

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

7 健全な水循環機能の維持・回復

8 失われた良好な環境の回復

9 島しょ部の環境の保全

10 下水道等の整備の促進

11 海底及び河床の汚泥の除去等

12 水質等の監視測定

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

15 環境教育・環境学習の推進

16 情報提供、広報の充実

17 広域的な連携の強化等

18 海外の閉鎖性海域との連携

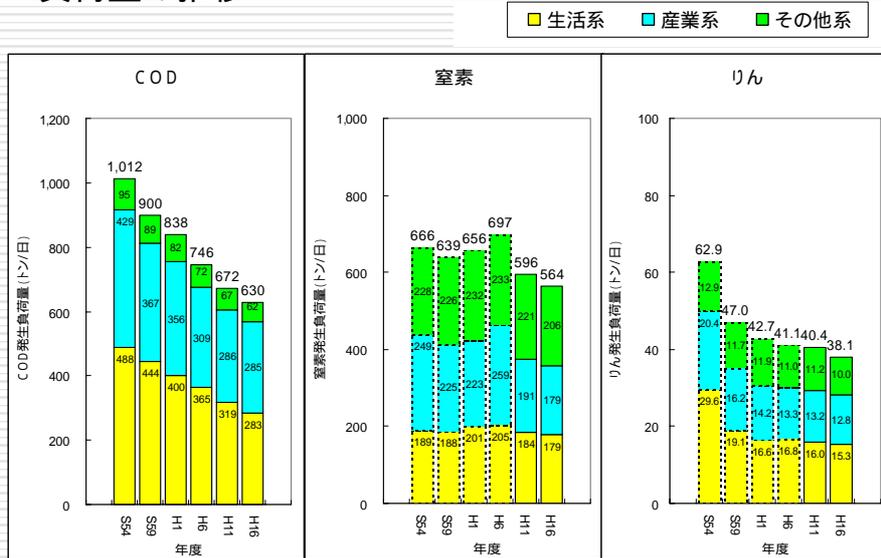
19 国の援助措置

アンダーラインはH12年の主な追加内容

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## 負荷量の推移

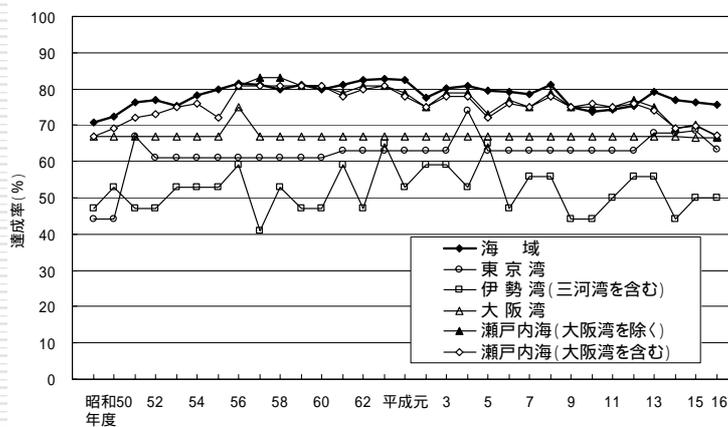


中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## CODの変遷

■ 環境基準達成率は近年横這いの傾向

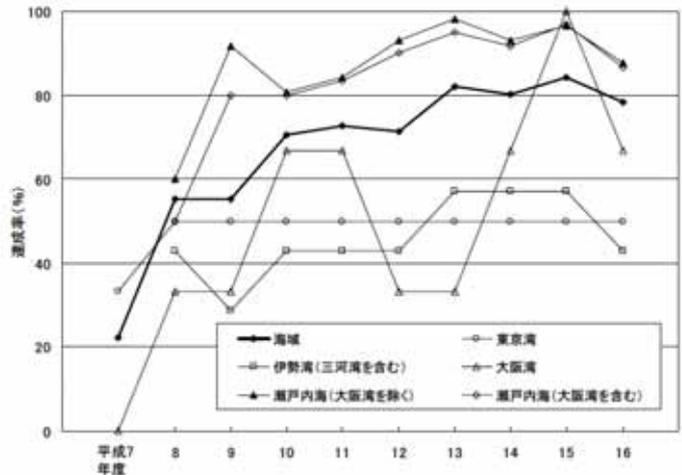


中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## T - N、T - Pの変遷

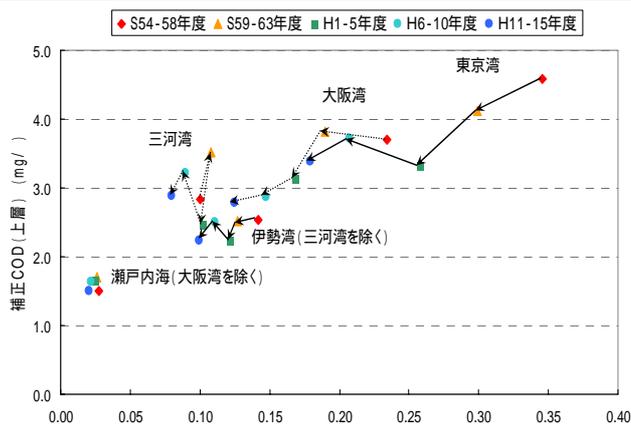
■ 瀬戸内海では、近年、大幅に改善。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## 単位水域当たりの負荷量の減少がCOD改善に寄与



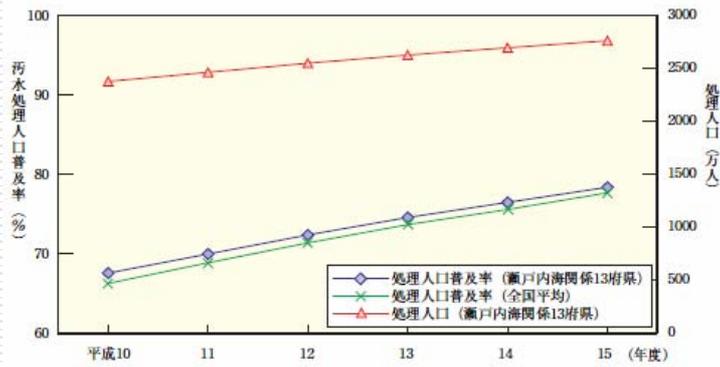
出典) 発生負荷量: 発生負荷量管理等調査(環境省)、水質汚濁: 広域総合水質調査(環境省)及び公共用水域水質測定結果(環境省)。  
 図27 水域面積あたりの発生負荷量とCOD及び補正CODの推移  
 備考) 補正CODとは、各指定水域のCODから、昭和56～58年度の期間平均濃度を基準とする太平洋沿岸における平均CODの変化分を差し引いた値。

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## 生活排水対策

- 下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティープラント等の整備を推進しているところ。



出典：環境省発表資料より作成

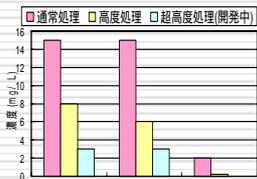
瀬戸内海関係府県における汚水処理人口普及率の推移

中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## 下水道における取り組み(国土交通省)

### 1. 高度処理の推進

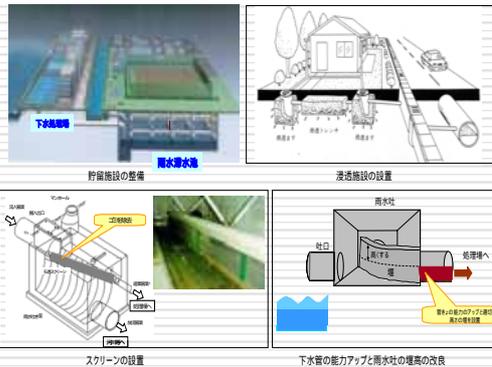


高度処理の処理水質



都道府県別高度処理人口普及率

### 2. 合流式下水道の改善



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

## 1. 水質汚濁の防止

### 浄化槽における取り組み(環境省)

平成12年浄化槽法を改正し、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられた。

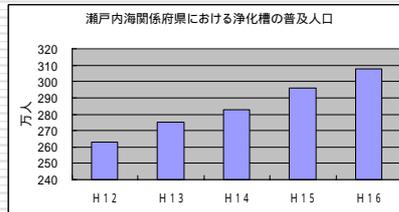
平成17年5月に浄化槽法を改正し、以下の内容を追加。

浄化槽法の目的に「公共用水域の水質の保全」を追加して明示

浄化槽からの放流水の水質について技術上の基準を定める

浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定を強化し、法定検査の未受検者に対する助言指導・勧告・命令の規定を定める。

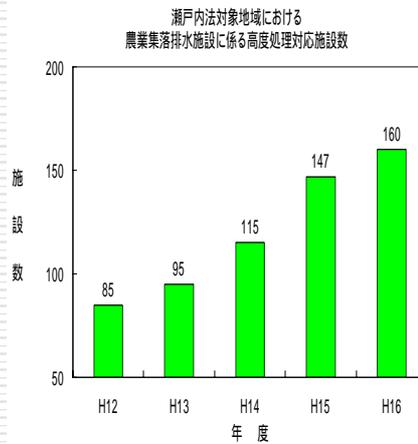
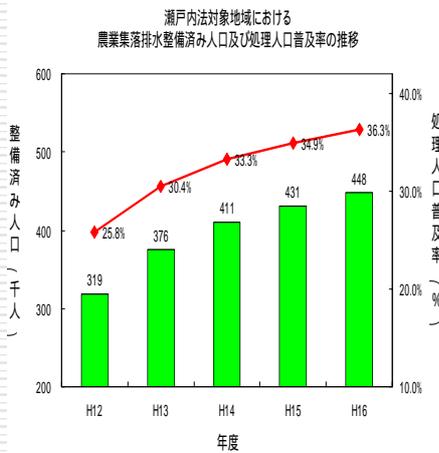
浄化槽の整備を推進するため、「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」の両事業により、個人が設置する浄化槽及び市町村が整備する浄化槽のそれぞれに国庫助成を実施。



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

## 1. 水質汚濁の防止

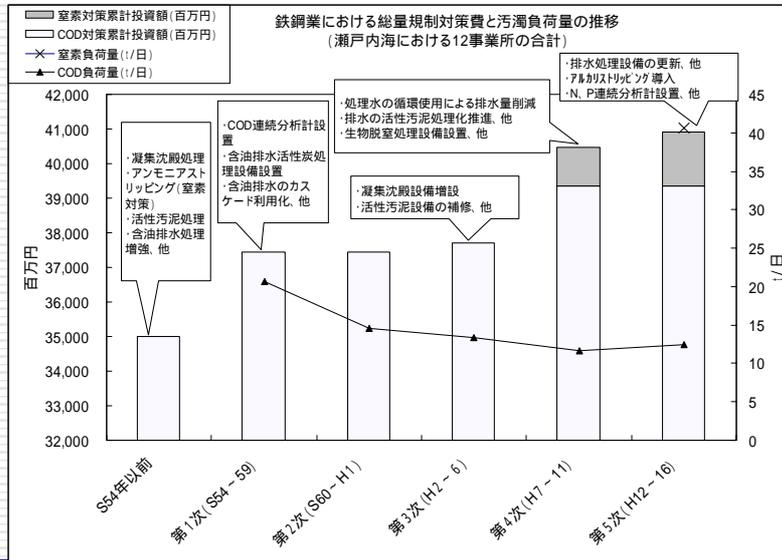
### 農業集落排水施設における取り組み(農林水産省)



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

## (イ) 産業排水対策

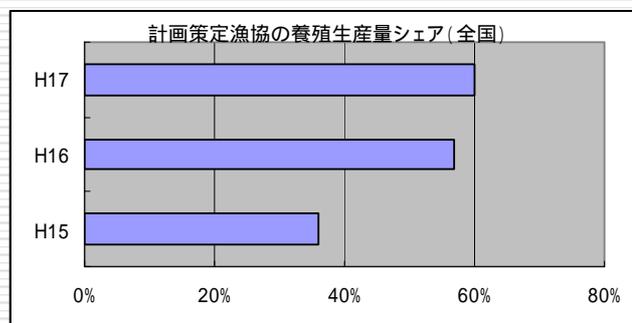


# 1. 水質汚濁の防止

## (ウ) その他負荷源対策

持続的養殖生産確保法に基づく施策 (水産庁)

持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業組合等が養殖漁場の改善に関する計画「漁場改善計画」を策定



中央環境審議会 第4回瀬戸内海部会

# 1. 水質汚濁の防止

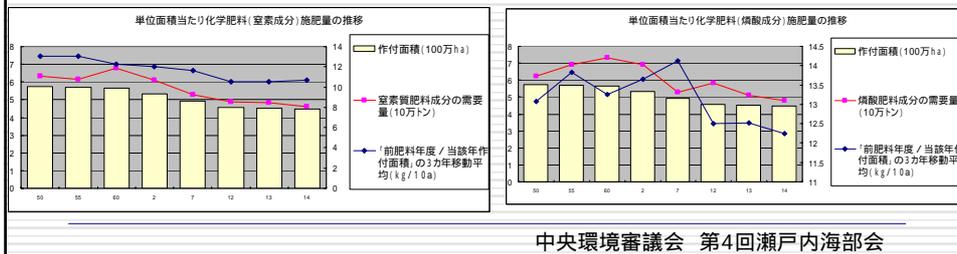
## (ウ) その他負荷源対策

### 農業排水中の窒素及び磷の負荷量の軽減 (農林水産省)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。

【施策の概要】

- (1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針の策定 (都道府県)
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画 (農業者)
  - ・ 都道府県知事が認定 エコファーマー
- (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置



# 1. 水質汚濁の防止

## (ウ) その他負荷源対策

### 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく取り組み (農林水産省)

平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、家畜排せつ物を管理する際における一定の基準(管理基準)の遵守が義務付け。

